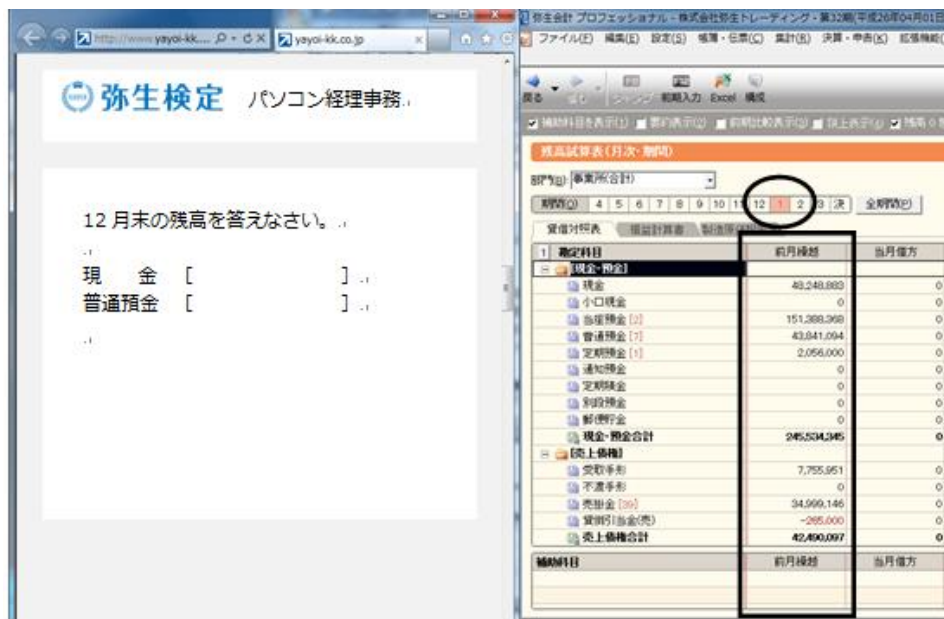


弥生検定パソコン給与事務中級オリジナル模擬問題 解説

操作問題は、入力結果から金額等の数値を答える必要があります。選択式と違ってカンで正解になる可能性はほとんどありません。従ってまずは操作問題（回答数 8）を 20 分程度の時間をとって、その後に知識問題（回答数（18 問、うち 2 問は弥生給与の機能にかかわる問題））に取りかかる方が良いでしょう。ただ知識問題は計算項目が多いのである程度の時間を確保するようにして下さい。

試験が始まるとすぐに 59 分からカウントダウンされます。結構プレッシャーがかかります。

問題と弥生給与の画面が半分ずつになります。最大化や Windows 調整の方法をしっかりと練習して下さい



（画面は「パソコン経理事務対策テキスト」より）

こんなイメージです。

知識問題対策

まずは就業規則を確認しましょう。ここから読み取れることは何でしょうか。

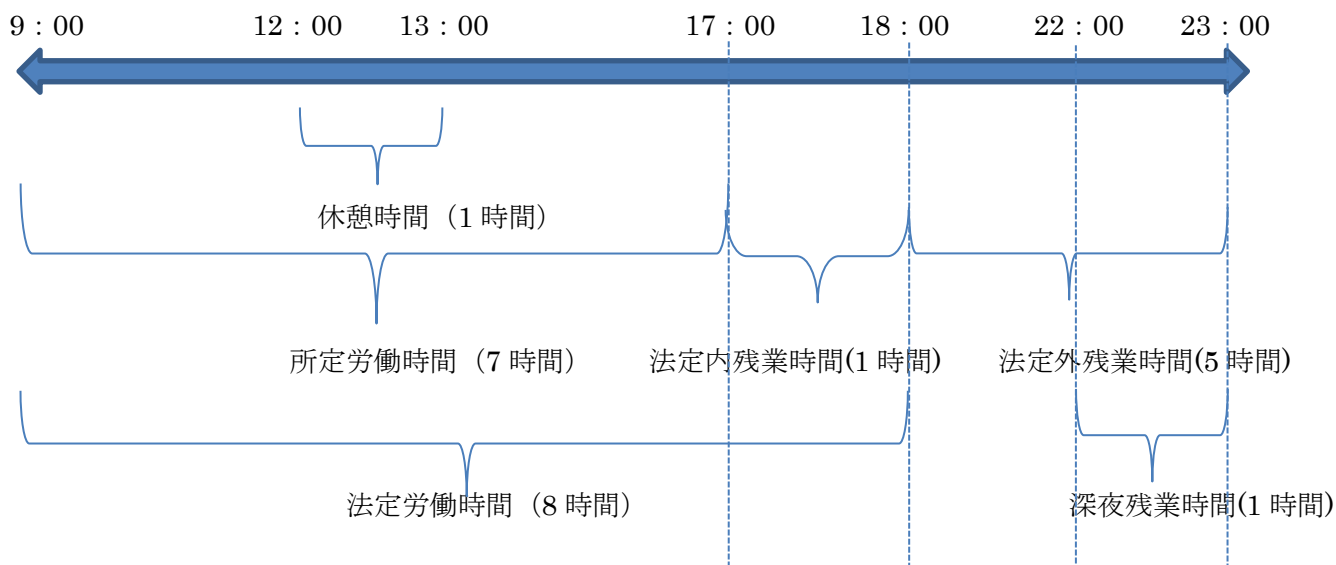
労働基準法を前提に説明させていただきます。

<労働時間>

法定労働時間 1週間 40時間、1日 8時間（これを超えると時間外労働になり割増賃金が発生する）

所定労働時間 拘束されている時間（休憩時間は除く）

例えば次のケースでは(就業規則で 9：00 始業 17：00 終業の会社 23：00 まで残業したケース)



<休日>

代休と振替休日に関しても、その違いは押さえておきましょう。

代 休：法定休日出勤日は 135%の割増込で計算し、代休日は 100%の控除とします

振替休日：休日出勤した事にはならないので割増の必要はありません

詳細な要件がありますので、行政にお問合せ下さい。

<割増賃金>

割増率の一覧表を掲載します

内容	割増率
時間外労働（法定外労働時間）	25%以上 ・ 限度時間 45 時間以内 25% ・ 限度時間 45 時間超 60 時間以内 労使協議（努力義務） ・ 限度時間 60 時間超 50%又は有給休日の付与 ※中小企業は努力義務のみ
休日労働（法定休日労働）	35%以上
深夜労働（22：00～翌 05：00）	25%以上 （22：00 に出勤して 1 時間働いても対象）

(前ページの図解参照)

法定外労働時間 5 時間 25%増

深夜労働時間 1 時間 25%増

割増基礎単価（時間給と考えて下さい）が 1,000 円の方は

1 3 時間×1,000=13,000 円

割り増し分 25%（1,000×25%=250 円）

5 時間×250=1,250 円

さらに深夜残業の 25%（1,000×25%=250 円）を加算

1 時間×250=250 円

合計 14,500 円となります

<割増基礎単価計算の方法>

割増基礎単価とは、割増賃金を計算する際の基礎となる単価で、基本給+諸手当を、一ヶ月の所定労働時間数で割って求めた「(月額ベースの)給料を時間給に換算したもの」となります。

割増基礎単価の計算に基本給だけでなく手当も含めるのは、労働基準法で

「通常の労働時間または労働日に対して支払う賃金」に加えて支払う と定められているためです。

ただし、通勤手当・家族手当・別居手当・住宅手当など、個人的事情に基づいて支給される（労働と直接的な関係が薄い）手当は除外します。逆に、名前が住宅手当でも、全員一律に支払われるなど個々の属性に関係なく支給されている手当は算入する必要があります。

では、問 1) から問 5-2) までいきましょう。

<社会保険>

①健康保険（介護保険含む）と厚生年金保険

4～6 月に支払われた報酬の平均で算出した報酬月額を、保険料額表に当てはめて標準報酬月額を計算し（算定とよばれる）、そこに保険料率を掛けて保険料を算出します。

同年の 9 月から新保険料が適用されますが、**徴収は翌月**ですので 10 月から翌年の 9 月支給の給与までは同額を控除する事になります。基本的には会社と従業員で折半します。毎月中旬ごろに納入告知書が送られてきます。納付すべき額は、従業員から天引きした保険料と会社負担額の合計です。社会保険料は、前月分を翌月末日までに管轄の年金事務所へ納付します。

②雇用保険

雇用保険は一年分を概算で前払いし、毎月の支給額を基に計算した保険料を従業員から徴収します。

雇用保険料は総支給額に料率を掛けて計算されるので、時間外手当の支給などで保険料が毎月変動する可能性があります。**社会保険は、課税・非課税問わず通勤費も計算対象に含める**ので注意が必要です。

ちなみに労働者災害補償保険は全額会社負担となり従業員から控除する事はありません。

なお、**短時間労働者（31 日未満の雇用見込 or 雇用期間が 31 日以上でも労働時間が週 20 時間未満の場合）**に関しては労災保険には加入できますが、雇用保険は適用対象外になります。

<所得税>

続いて所得税です。

所得税の計算の基本は「課税対象額」と「扶養人数」で決まります。

1.課税対象額

課税対象額＝総支給額－非課税給与（通勤費等）－社会保険料

※通勤費は、交通機関と交通用具使用では非課税限度額がかわります。

2.扶養親族

<配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合>

・給与所得者本人の合計所得金額 900 万円以下(年収 1,120 万以下)であり、配偶者の合計所得金額 85 万円以下(年収 150 万以下)の場合は、源泉控除対象配偶者に該当するのでプラス 1 人で計算

<扶養親族に該当する場合>

・給与所得者本人が障害者、寡婦（夫）、勤労学生に該当すればプラス 1 人で計算

・源泉控除対象配偶者および扶養親族の中に、障害者（特別障害者含む）・同居特別障害者のいずれかに該当すれば、該当する毎にプラス 1 人で計算

3.「月額表」を参考に、クロスするところで当月の所得税額を計算

（コンピュータ会計を利用している場合は特例計算の規定があります。）

通勤費の非課税限度額

「交通機関」は最高限度額 150,000 円、「交通用具」は距離によって非課税額（4,200 円～31,600 円）が違います。（交通機関＋交通用具）の場合は合計額の最高限度額が 150,000 円になります。

源泉所得税は翌月 10 日までに支払います。税務署で交付される納付書に給与分と報酬分（顧問料など）を記載し、金融機関の窓口で納付します。試験には関係ありませんが、会計ソフト使用時は預り金の補助科目は給与分と報酬分は分けておいた方が管理しやすいです。

納期特例という制度があり、給与の支払いを受ける人が常時 10 人未満の場合には、1～6 月分を 7 月 10 日までに、7～12 月分を 1 月 20 日までに納める事が可能です（届け出が必要です）。

年末調整があるので 1 月は遅めになっています。

<住民税>

住民税は、その年の 1 月 1 日現在の住所がある市区町村、都道府県に対して 1 年間納税します。

住民税は、個人が直接納める事「普通徴収」もできますが、通常は「特別徴収」といって会社が給与から控除して支払われます。

年末調整終了時に**給与支払報告書**を市区町村に送ると、特別徴収税額通知書が毎年 5 月ごろに届きます。

会社はそれに基づいて、**6 月～翌年 5 月の給与から控除し、翌月 10 日までに各市区町村へ納付する事になります。**6 月分のみ端数処理の関係で納付額が違うケースがありますので注意して下さい。

住民税も、所得税同様**納期特例**があり、給与の支払いを受ける人が常時 10 人未満の場合には、**6～11 月分を 12 月 10 日までに、12～5 月分を 6 月までに納める事が可能**です（届け出が必要）。

では、5(3)から 5(7)までいきましょう。

<年齢に関する事項>

	開始年齢	終了年齢	備考
健康保険	特になし(入社日)	75 歳の誕生日	
介護保険	40 歳の誕生日の前日	65 歳の誕生日の前日	65 歳になった月分からの保険料は年金からの控除か直接納付
厚生年金	特になし(入社日) (国民年金 20～60 まで)	70 歳の誕生日の前日	
雇用保険			4/1 に満 64 歳に達している人は雇用保険料が免除されます

年齢関連で難問が出たら試験的にはスルーしましょう。

では問 6～問 8 にいきましょう。

<賞 与>（問 9 で説明します）

①社会保険

賞与支払い額の 1,000 円未満を切り捨てた額（標準賞与額）に保険料率をかけて、支給日から **5 日以内**に「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を所轄の**年金事務所**に届けなければなりません。

標準報酬月額に保険料率をかける訳ではありませんのでご注意ください。

翌月末日に通常の保険料と一緒に納付します。

雇用保険は通常の給与（切捨てません）と同じ計算をします。

②所得税

賞与の所得税は、特殊な計算方法で処理します。

賞与の額が通常の給与の額の 10 倍を超えるようなケースは月額表を使用しますが、まれなケースだと思います。

一般的には、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用します（別紙）

では計算方法を記します。

1.前月分の給与から社会保険料控除後の金額を計算する

218,399

2.賞与（356,250）標準賞与額（356,000）より社会保険料を求める（率は例示：試験では与えられます）

$356,000 \times 10.07\% \times 1/2 = 17,925$ （健康保険）

30,473（厚生年金）問題で与えられています

$356,250 \times 4/1000 = 1,425$ （雇用保険）

3.社会保険料控除後の賞与額

$356,250 - (17,925 + 30,473 + 1,425) = 306,427$

4 扶養人数のチェック（扶養控除等申告書）

2名

5. 「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」から税率を確認する

2.042%

6. $306,427 \times 2.042\% = 6,257$ （円未満切り捨て）